

## 特別管理産業廃棄物コード表

廃棄物の種類	限定コード	限定の内容
廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)	000	限定なし
	001	廃バッテリーに限る
	002	再生利用できるものに限る
	003	廃カートリッジに限る
廃酸 (pH2.0以下のもの)	000	限定なし
	004	塩化第二鉄又は塩化鉄廃液に限る
	005	廃バッテリーに限る
	006	同一事業所内で処分できるものを除く
	007	廃乾電池、廃バッテリーに限る
	008	塩化第一鉄、塩化第二鉄及び塩化銅廃液に限る
廃アルカリ (pH12.5以上のもの)	000	限定なし
	001	廃バッテリーに限る
	002	同一事業所内で処分できるものを除く
	003	刷版工程から排出されるものに限る
	005	廃乾電池、廃バッテリーに限る
	006	写真現像廃液に限る
感染性廃棄物		000 限定なし 001 廃プラスチック類を除く
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	
	000	限定なし
	001	微量PCB汚染排油に限る
	002	PCB廃棄物に含まれる液量は263ℓから容器の容量を除いた液量以下
	003	抜油後の微量PCB汚染廃電気機器等に残留するものに限る
	004	微量PCBに限る
	PCB汚染物	
	000	限定なし
	001	PCB廃棄物に含まれる液量は263ℓから容器の容量を除いた液量以下
	002	微量PCB汚染廃電気機器等に限る
	003	微量PCBに限る
	PCB処理物	
	000	限定なし
	001	微量PCBに限る
	燃え殻 (判定基準を超えるもの)	
	000	限定なし
001	再利用できるものに限る	
002	下水道汚泥焼却灰に限る	
003	肥料として再利用可能なものに限る	
004	受け入れる廃棄物焼却炉に残留しているものに限る	

廃棄物の種類	限定コード	限定の内容
特定有害産業廃棄物  汚泥 (判定基準を超えるもの)	000	限定なし
	001	再利用できるものに限る
	002	廃白土に限る
	003	微珪砂に限る
	004	下水処理汚泥で脱水後のものに限る
	005	活性炭カスに限る
	006	油分を含むものに限る
	007	製紙汚泥に係る脱水後のものに限る
	008	油分を含む洗車汚泥に限る
	009	廃触媒に限る
	010	塩浴廃材と浸炭廃材に限る
	011	クリーニング業から排出されるものに限る
	012	建設基礎工事に係るものに限る
	013	油脂分を含む廃白土に限る
	014	建築物の排水槽等の清掃に係るものに限る
	015	有機性のものに限る
	016	無機性のもので脱水後のものに限る
	017	上水道汚いでいに限る
	018	製紙に係るものに限る
	019	脱水後のものに限る
	020	肥料として再利用できるものに限る
	021	側溝・水路汚泥に限る
	022	さく井汚泥に限る
	023	金属回収できるものに限る
	024	建設基礎工事及び砂利洗浄に係るものに限る
	025	下水道汚泥上水道汚泥に限る
	026	無機性のものに限る
	027	動植物性含油汚いでいに限る
	028	建設基礎工事に係る脱水後のものに限る
	029	有機性又は含油汚泥に限る
	030	焼却処理可能なものに限る
	031	乾電池に限る
	032	下水道汚泥に限る
033	廃薬品に限る	

廃棄物の種類		限定コード	限定の内容
特定有害産業廃棄物	汚泥 (判定基準を超えるもの)	034	薬剤注入をしていない建設基礎工事に係るものに限る
		035	油分含み金属回収できるものに限る
		036	砂利洗浄汚泥に限る
		037	印刷製版に係る垂鉛エッチング廃液で油水分離かつ脱水後のもの
		038	管渠清掃に係るものに限る
		039	廃白土で油脂回収できるものに限る
		040	クリーニング業又は医療系のものに限る
		041	金属研磨くずに限る
		042	写真製版工程より発生し再利用できるものに限る
		043	研磨くずで再生利用できるものに限る
		044	蒸留残さ物に限る
		045	廃アスベストで再利用できるものに限る
		046	加圧浮上汚泥及び廃白土に限る
		047	ミミズによる処理可能なものに限る
		048	有機性のもので脱水後のものに限る
		049	医療系のものに限る
		050	廃カーボンに限る
		051	ガラス研磨くずに限る
		052	含油スケールに限る
		053	下水道汚泥及び建設基礎工事に係る汚泥に限る
		054	管渠清掃及び建設基礎工事に係るものに限る
		055	廃医薬品に限る
		056	管渠清掃及び建築物の排水槽等の清掃に係るものに限る
		057	再利用できるもので脱水後のものに限る
		058	垂鉛回収できるものに限る
		059	建設基礎工事に係る脱水後のもの、及び油分を含むものに限る
		060	不溶性のものに限る
		061	肥料として再利用できるもので脱水後のものに限る
		062	水路、下水道管渠及び道路側溝等から排出されたもの
		063	廃サンドブラストに限る
		064	廃マンガン及び廃アルカリマンガン乾電池に限る
		065	脱水後のもので肥料として再利用できるものに限る
		066	不溶性のものを除く
		067	建設基礎工事に係るものを除く
068	肥料として再利用できる脱水後のものに限る		

廃棄物の種類		限定コード	限定の内容
特定有害産業廃棄物	汚泥 (判定基準を超えるもの)	069	廃バッテリーに限る
		070	容器入りのものに限る
		000	限定なし
		001	再利用できるものに限る
		002	タールビッチ類に限る
		003	インキ廃液に限る
		004	含油汚泥に限る
		005	アスファルトくずに限る
		006	廃白土に限る
		007	廃触媒に限る
		008	塗料かすに限る
		009	廃溶剤に限る
		010	廃ウエスに限る
		011	ミミズの生物処理可能物に限る
		012	油紙に限る
		013	動植物性で油水分離可能なものに限る
		014	廃薬品に限る
		015	焼却可能なものに限る
		016	燃料として再利用できるものに限る
		017	建築物の排水槽等の清掃に係るものに限る
		018	蒸留再生できるものに限る
		019	油水分離可能なものに限る
		020	油脂回収できるものに限る
		021	鋳物性のものに限る
		022	臨床検査機関から排出されるものに限る
		023	金属回収できるものに限る
		024	廃白土で油脂回収するものに限る
		025	印刷製版に係る垂鉛エッチング廃液に限る
		026	クリーニング業から排出されるものに限る
		027	感光剤付属溶剤で再生利用可能なものに限る
		028	汚でいと混合物に限る
		029	ルーフィングくずに限る
		030	有機溶剤に限る
		031	再生可能な廃溶剤に限る
032	切削剤に限る		

廃棄物の種類		限定コード	限定の内容	
特定有害産業廃棄物	廃油 (判定基準を超えるもの)	033	廃白土及び加圧浮上処理したものに限る	
		034	再生可能な廃インキに限る	
		035	四アルキル鉛に限る	
		036	医療系のものに限る	
		037	廃ペンキに限る	
		038	滴下焼却できるものに限る	
		039	写真製版工程の廃液(エッチング廃液)に限る	
		040	揮発油類、灯油類及び軽油類に限る	
		041	油分を含む廃白土に限る	
		042	電気工事から発生するものに限る	
		043	廃カートリッジに限る	
		廃酸 (判定基準を超えるもの)	000	限定なし
			001	定着廃液に限る
			002	写真製版工程の廃液(エッチング廃液)に限る
	003		再利用できるものに限る	
	004		塩化第二鉄又は塩化鉄廃液に限る	
	005		貴金属回収できるものに限る	
	006		廃薬品に限る	
	007		焼却できるものに限る	
	008		硝酸亜鉛廃液に限る	
	009		写真現像、定着等に係わるものに限る	
	010		クロム廃酸液に限る	
	011		写真廃液の処理後のものに限る	
	012		(未使用)	
	013		再生可能な廃インキに限る	
	014		油水分離するものに限る	
	015		中和等処理後のものに限る	
	016		定着廃液及びエッチング廃液に限る	
	017		廃硫酸に限る	
	018		廃リン酸に限る	
	019		医療系のものに限る	
	020		塩化第二鉄を除く	
	021	廃バッテリーに限る		
廃アルカリ (判定基準を超えるもの)	000	限定なし		
	001	再利用できるものに限る		

廃棄物の種類		限定コード	限定の内容
特定有害産業廃棄物	廃アルカリ (判定基準を超えるもの)	002	写真現像廃液に限る
		003	貴金属回収できるものに限る
		004	廃薬品に限る
		005	焼却できるものに限る
		006	医療系のものに限る
		007	写真現像、定着等に係わるものに限る
		008	血液検査工程からの発生物に限る
		009	写真廃液の処理後のものに限る
		010	(未使用)
		011	臨床検査機関から排出されるものに限る
		012	油水分離するものに限る
		013	中和等処理後のものに限る
		014	エッチング廃液及び写真廃液に限る
		015	現像廃液に限る
		016	エッチング廃液に限る
		017	廃バッテリーに限る
		鉍さい (判定基準を超えるもの)	000
	001		建設資材として再利用できるものに限る
	002		浸炭廃剤に限る
	003		鋳物砂に限る
	004		金属回収できるものに限る
	005		鋳物砂で再利用できるものに限る
	006		亜鉛を回収できるものに限る
	007		ルーフィングくずに限る
	008		貴金属回収できるものに限る
	009	再利用できるものに限る	
	ばいじん (判定基準を超えるもの)	000	限定なし
		001	受け入れる廃棄物焼却炉に残留しているものに限る
	指定下水汚泥	000	限定なし
		001	再利用できるものに限る
		002	亜鉛回収できるものに限る
		003	金属回収できるものに限る
		004	電気炉ダストに限る
政令13号物(判定基準を超えるもの)	000	限定なし	
	001	コンクリート固化物に限る	